

お店紹介お申込書

お申込者名	店舗名
ご住所	
お電話番号	ご連絡先番号（携帯電話など）
ユーザー名（アルファベットa-z）	メールアドレス

※お申込み情報は、弊社での登録、商品案内以外のご利用は致しません。

有限会社 リフレわかやま 〒647-0045 和歌山県新宮市神倉2-7-32 電話0735-22-9216 FAX0735-28-2750

新宮商店紹介サービスご利用規約

第1条(目的)

新宮商店紹介サービス利用約款(以下、「本約款」という。)は、有限会社リフレわかやま(以下、「リフレ」という。)の提供する、情報配信サービス(以下、「本サービス」という。)を利用して店舗の情報掲載を行って頂くにあたり、当社と商店情報登録者様との間で成立する「新宮商店紹介サービス利用契約」(以下、「本契約」という。)における権利義務の内容を規定することを目的としています。

第2条(会員の承認)

リフレは利用申込を行った方が、以下の項目に該当する場合は入会の承認をしない場合があります。または承認後も承認の取り消しを行う場合があります。承認しない場合の理由等にも一切お答えいたしません。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記またはもれがあったことが判明した場合
- (2) リフレ通信サービスの使用料金の支払いが怠っている場合
- (3) 申込者が未成年者で、保護者の同意を得ていない事が判明した場合
- (4) その他、リフレが会員とすることを不相当と判断する場合

第3条(会員IDおよびパスワードの管理責任)

会員は、会員IDとして、リフレより付与された番号(以下IDという)およびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。会員は、本規約にもつき付与されたIDおよびパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、リフレに損害を与えることのないものとします。会員は、当該IDおよびパスワードでの本サービスの利用に対する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。

第4条(リフレ情報提供サービスの内容の変更および停止)

リフレは、会員への事前の通知なくして、リフレ情報提供サービスの諸物件、運用規則、または本サービスの内容を変更することが、あり、会員は、これを承諾します。この変更には、価格の変更および本サービスの内容の部分的な改廃などを含みますが、これらは限定されません。また、リフレは最低1か月の予告期間をもって、リフレ通信サービスを停止することができます。この変更、停止などについては、リフレ情報提供サービスのホームページまたはリフレが提供する手段を通じ、発表するものとします。

第5条(サービスの一時的な中断)

リフレは次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に本サービスを中断する場合があります。

- (1) 本サービスのシステム保守を定期的に、または緊急に行った場合
- (2) 火災、停電などにより本サービスの提供できなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上リフレが本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第6条(リフレ通信サービスの内容の保証および中断)

本サービスの内容は、リフレが現在の時点で提供可能なものとします。リフレは提供する情報、会員が登録する文章およびソフトウェアなどについて、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。リフレは、いかなる理由によって本サービスの提供の遅延または中断などが発生しても、その結果会員または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第7条(損害賠償)

リフレは本サービスの利用によって、発生した会員の損害すべてにたいして、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。会員が本サービスの利用によって、第三者に対して損害を与えた場合は、会員は、自己の責任と費用をもって解決し、リフレに損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によってリフレに損害を与えた場合、リフレは当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第8条(ホームページによる登録内容の変更、複写、移動、削除など)

ホームページに登録された文章などは、必要に応じて、リフレまたは本サービスのホームページのシステム管理者により会員へ事前に通知することなく、題名の変更、またはホームページ内での複写、移動、削除などが行われる場合があります。

第9条(会員資格の取消)

会員が、次の各号の一つにでも該当する場合は、リフレは当該会員の会員資格を会員に何ら事前に、通知および催告することなく、一時停止または取り消すことができます。この場合リフレは既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) IDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (3) リフレ情報提供サービスの運営を妨害した場合
- (4) 本規約のいずれかに違反した場合
- (5) その他リフレが会員として不相当と判断した場合

第10条(専属的合意管轄裁判所)

会員とリフレの間で、訴訟の必要が生じた場合、リフレの本社所在地を管轄する裁判所を会員とリフレの専属的合意管轄裁判所とします。